第百二十五条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「訓練等支援給付金」を「キャリア形成促進助成金」に、「第二項」を「前項」に改め、同項第一号中「対象職業訓練」を「認定訓練」に、「対象短時間等労働者に対象短時間等職業訓練を受けさせる場合であつて、当該対象職業訓練又は対象短時間等職業訓練が認定訓練である場合」を「対象新規採用者及び対象短時間等労働者に対象認定実習併用職業訓練を受けさせる場合」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項を同条第二項とする。

第百二十五条第五項を削る。

第百三十二条及び第百三十三条を次のように改める。

（法第六十三条第一項第五号で定める事業）

第百三十二条　法第六十三条第一項第五号に掲げる事業として、キャリアアップ助成金（次条第一項第一号ハ⑴の一般職業訓練及び同号ハ⑵の有期実習型訓練についての助成に係るものに限る。同条、第百三十九条の三及び第百三十九条の四において同じ。）を支給するものとする。

第百三十三条　キャリアアップ助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　事業所ごとに、有期契約労働者等のキャリアアップに関する事項を管理する者をキャリアアップ管理者として配置し、かつ、当該配置について、事業所に掲示等の周知を行つている事業主であること。

ロ　当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成したキャリアアップ計画を、都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主であること。

ハ　次のいずれかに該当する事業主であること。

⑴　キャリアアップ計画に基づき、その雇用する有期契約労働者等に職務に関連した専門的な技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練等又は第百十八条の二第一項第一号ハ⑴(i)(イ)から(ハ)までに規定する転換に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練等（以下この項において「一般職業訓練」という。）を受けさせる事業主（当該一般職業訓練の期間、当該有期契約労働者等に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

⑵　キャリアアップ計画に基づき、その雇用する有期契約労働者等であつて、対象職業能力形成促進者（次のいずれにも該当する職業訓練（以下この項において「有期実習型訓練」という。）を受けることが望ましいと認められる者をいう。以下この項において同じ。）であるものに、有期実習型訓練を受けさせる事業主（当該有期実習型訓練の期間、当該対象職業能力形成促進者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

(イ)　実習と座学等とが効果的に組み合わされたものであり、かつ、実習と座学等とが相互に密接な関連を有するものであること。

(ロ)　職業訓練の実施期間が三箇月以上六箇月（資格を取得するための期間が六箇月を超えるなど、特別な理由がある場合には一年）以下であること。

(ハ)　職業訓練の総訓練時間数を六箇月当たりの時間数に換算した時間数が四百二十五時間以上であること。

(ニ)　実習の時間数の職業訓練の総訓練時間数に占める割合が一割以上九割以下であること。

(ホ)　対象職業能力形成促進者に対して、適正な能力評価を実施すること。

(ヘ)　職業訓練の指導及び能力評価に係る担当者及び責任者が選任されていること。

(ト)　職業訓練を修了した対象職業能力形成促進者の労働契約の更新等の取扱い及び当該取扱いに係る基準が定められていること。

ニ　ハの一般職業訓練又は有期実習型訓練を開始した日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対するキャリアアップ助成金の受給についての申請書の提出日までの間（ホにおいて「基準期間」という。）において、当該一般職業訓練又は有期実習型訓練に係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ホ　ハの一般職業訓練又は有期実習型訓練に係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ヘ　ハの一般職業訓練又は有期実習型訓練に係る事業所の労働者の離職状況及び当該一般職業訓練又は有期実習型訓練に係る者に対する賃金の支払の状況等を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　次のイ及びロの区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号ハ⑴に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

⑴　一般職業訓練（当該事業主が自ら運営するものに限る。）の運営に要した経費並びに一般職業訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行うものに限る。）に係る入学料及び受講料の合計額（その額が、十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）を超えるときは、十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円））

⑵　その雇用する有期契約労働者等に対して、一般職業訓練を受ける期間中に支払つた賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数に五百円（中小企業事業主にあつては、八百円）を乗じて得た額

ロ　前号ハ⑵に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

⑴　有期実習型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに有期実習型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額（その額が、十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）を超えるときは、十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円））

⑵　その雇用する有期契約労働者等に対して、有期実習型訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払つた賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数に五百円（中小企業事業主にあつては、八百円）を乗じて得た額

⑶　対象者一人につき、一の有期実習型訓練（実習に限る。）の実施時間数に七百円を乗じて得た額

2　一の年度において、一のキャリアアップ計画に基づく一の事業所に係るキャリアアップ助成金の額が五百万円を超えるときは、前項の規定にかかわらず、五百万円を当該事業所の事業主に対して支給するものとする。

第百三十八条中「及び第百四十条」を「、第百四十条及び第百四十条の二」に改め、同条第二号の二中「建設雇用改善助成金」を「建設労働者確保育成助成金」に改め、同条第三号中「同条及び」を「同条、第百三十九条の三及び」に改める。

第百三十八条の二第一項中「建設雇用改善助成金」を「建設労働者確保育成助成金」に改め、同条第二項中「第百十八条第七項」を「第百十八条第三項」に、「建設雇用改善助成金」を「建設労働者確保育成助成金」に改める。